平成２２年（フ）第４５４０号
東京都練馬区高松４丁目19―２―203
破産者　大藏　重一
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５５６号
東京都板橋区赤塚３丁目８－４－A102
破産者　谷内　　伯
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４５９５号
東京都板橋区四葉１丁目３―12
破産者　長谷川元信
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７６０号
埼玉県所沢市和ケ原１丁目121番地22
破産者　有限会社もりせい企画
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７８８号
神奈川県相模原市上鶴間２丁目15―１
破産者　伊藤　要子
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７８９号
神奈川県相模原市上鶴間２丁目15―１
破産者　伊藤　公一
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７９０号
千葉県松戸市南花島２丁目22番地の３
破産者　有限会社清公
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７９１号
千葉県松戸市南花島２丁目22―３
破産者　山崎　清公
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４７９５号
埼玉県三郷市鷹野１丁目393
破産者　岡庭　美次
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８４４号
東京都渋谷区道玄坂１丁目15番３号
破産者　グローバルビジョン株式会社
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８４５号
神奈川県横浜市青葉区荏子田３丁目12―12―201
破産者　田鎖　繁成
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８５９号
東京都稲城市若葉台３丁目１番地の１
破産者　株式会社センシビリテ・ディグネ
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４８６０号
東京都八王子市別所１丁目38―５―401
破産者　岡田　和弘
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９３８号
東京都文京区本駒込６丁目15―10―701
破産者　古林　義明
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９７５号
東京都千代田区東神田２丁目７番９号
破産者　林健株式会社
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９７６号
千葉県松戸市下矢切105
破産者　林　　健市
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９７８号
神奈川県相模原市津久井町長竹2831番地の１
破産者　株式会社ユーテック
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９７９号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目25番５―303号
破産者　有限会社由楽製作所
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９８０号
神奈川県綾瀬市寺尾北１―14―22―202、開始決定時の住所神奈川県厚木市鳶尾２丁目25―５―303
破産者　秋澤　　巧
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９８１号
神奈川県綾瀬市寺尾北１―14―22―202、開始決定時の住所神奈川県厚木市鳶尾２丁目25―５―303
破産者　秋澤　礼子
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９９０号
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目６番13号
破産者　有限会社アット
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第４９９１号
東京都世田谷区新町２丁目６―14―402
破産者　河野　昭夫（旧姓田口）
1　決定年月日　平成22年７月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部